

「徳島県犯罪被害者等支援推進計画(案)」に係るパブリックコメントの主な御意見

実施期間：令和3年2月10日から令和3年3月12日まで
 意見：33件(14名)

(分類)	ご意見・ご提言等
支援体制について	
県の役割	<p>総合的な支援のための調整役の設置(推進計画案3頁)について、総合的な支援のための調整役を担う「支援コーディネーター」を被害者支援センターに配置することのだが、支援コーディネーターは、県が担うべきであると考えます。</p> <p>県の「総合的対応窓口」を具体的にどこにどのような形で設置するのか、実質的に機能する形で、設置についての推進計画を定めるべきである。また、県が「総合的対応窓口」として自らの役割を被害者支援センターに押しつけるようなことがあってはならない。</p>
被害者家族への支援	<p>犯罪被害を受けた本人だけでなく、家族も精神的な余裕を失いがちとなり、家族崩壊に至ることすらある。きょうだいのいる子どもが被害に遭った場合に、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響がでてくる可能性も考えられる。犯罪被害者のみならず、その家族への支援も合わせて考えていくことも必要だと感じた。</p>
支援者への支援	<p>各相談対応等従事者自身への支援(支援者支援)について、どのような体制・計画・準備があるか。支援の継続性、人材の安定確保のためにも、支援者支援は必須の体制と思う。</p>
プライバシー保護	<p>プライバシーの確保・尊重については、報道機関、メディアの法令順守や行動規範について協働・連携が必要と思う。この辺りの内容も含められると良い。</p>
学校での教育等	<p>学校における犯罪被害者等の支援に関する教育の推進においては、どのような組織・機関と連携するのか。また、学校教育の中に、どのようにして導入していくのか道筋をつける必要があると思う(例えば、スクールカウンセラー等の活用)。</p> <p>幼少期の性被害だと、周囲が異変に気付かないと被害が隠蔽されてしまう。教育機関等に出向いて教職員にも講演を行うなど、積極的な啓発活動ができるとより良いと思う。</p>
男性被害者への対応	<p>男性やLGBTsも被害に遭う。女性相談員だけでなく、性の多様性に対応できる相談員を配置し、ホームページ等で「男性被害者専用の相談ページ」「LGBTs被害者専用の相談ページ」を作成する必要がある。</p> <p>男性性暴力被害者の支援にどのような対応をしているか。急性期医療対応では、女性は産婦人科医が担当することが多いと思うが、男性被害者の場合は、外科や泌尿器科を念頭に置いて対策が出来ているのか。</p> <p>性暴力被害、DV被害の窓口において相手が女性だと男性が相談を躊躇う可能性がある。そこで、男性相談員の配置を義務化した方がよい。</p>
支援人材の育成	<p>被害者に寄り添った支援を行うため、人材育成を進めてほしい。</p>
連携体制	<p>犯罪被害者が被害を受けた直後から支援が行われるために、いかにスピーディーな対応ができるかが大事。</p>
医療機関との連携	<p>身体的虐待のみならず、性暴力の際にも、身体に暴力の痕が残ることがあるが、女性の場合でも産婦人科医だけでは全身診察に対応出来ない場合、どのような対応を考えているか。</p> <p>女性の性暴力被害においては、望まない妊娠が考えられるので、病院との連携の体制についても整えるべき。</p>

(分類)		ご意見・ご提言等
児童虐待への対応	児童相談所の抱える案件を、すべて警察と共有することにより、機動力を得るし、虐待をする親に対しての抑止力にもなると思うので、その体制作りをしてほしい。	
	学校・塾・スポーツクラブにおける性被害の実態把握・予防・被害支援を実施すべき。こどもの発育発達に無尽蔵の影響を与えるにもかかわらず対応が不十分であると思う。	
若者相談窓口	<p>保護者等から虐待行為を受けている18歳または19歳の子どもは、現行の法律上、支援や保護を受け難い。保護者から身体的・精神的・経済的暴行を受けていたとしても、19歳ということで、虐待を受けているという扱いにもならず、また家庭内暴力とも捉えられない場合があることから「どこに相談しても助けてもらえない・どうしたらいいのかわからない」という悩みを抱え、無力感を覚えている子どもは多く存在する。</p> <p>福祉の網から抜け落ちてしまう18歳または19歳の子どもが、気軽に相談できる窓口が必要であり、それが周知されることが重要である。</p>	
直接的支援について		
支援金 (見舞金)	支援金制度に該当する内容が欠けていることは決定的な問題である。支援金の意義は、被害直後の当座の生活資金に充てることで、被害者が平穏な生活を取り戻すための支援をすることにあるが、その必要性には全く疑う余地がない。近年の自治体の立法動向を見ても支援金制度を創設することはスタンダードになっている。	
	<p>兵庫県明石市のように、徳島県でも犯罪被害を受けた方への長期的な支援、生活を立て直すための金銭面での支援も必要ではないか。</p> <p>経済的な支援の1つとして国が犯罪被害者等給付金を支給する制度があるが、申請してから通るまでにかなり時間がかかることがあり、生活する上でお困りになられることも多いため、徳島県でも三重県や香川県であるような見舞金の制度ができて被害に遭われた方に対して迅速な経済的支援が受けられる環境が整えられることを期待する。</p>	
費用負担	損害賠償の判決が消滅時効となる場合、犯罪被害者等は再提訴をして時効を中断させることがあるが、その際の費用負担が大きいので、その費用の一部を援助していただきたい。	
	被害者が死亡したケースでは死亡届や葬儀代、ご遺体の検視に係る費用を遺族が負担しなければならないが、理不尽なことだと思う。これらの費用を全額県が負担できれば、遺族の負担はかなり減ると考える。	
遺児応援金	犯罪被害者遺児の「遺児」には大学生も含まれているのか。亡くなった方の収入で生活している成人(被介護者や障害者などなど)も多くいると考えられるので、「遺児」ではなく、「被扶養者」など、さらにセーフティネットを拡大できればもっと良い。	
	対象となる「犯罪被害遺児」とは、父母等を亡くした子どもだけでなく、父母等に重度の後遺障害が残ることとなった子どもも含めるべきである。	
広報・啓発関係		
広報	相談窓口をまとめたリーフレットやカードを作成して、迷うことなく相談窓口へたどり着けるようにすることが必要。	
	例えば、民生委員さんとか児童委員さんなど、対応や体制を認識している人への周知の方法を、今後ご検討いただければと思う。	
	ホームページや啓発資材以外の広報の機会を増やしてほしい。例えば、SNS等を活用し、特定の場所に出向いたり特定のサイトを開いたりしなくても、必要な情報に辿り着けるような広報の機会があればよい。	